

## オンライン診療の現状と課題



## 黒木 春郎 医療法人社団嗣業の会 外房こどもクリニック 理事長

医療は時代とともに変遷する。関連領域の発展は医療に反映される。そして、日本は少子高齢化、人口減少が急速に進行している。これは地域医療改革を必定のものとする。地域医療改革の大きな項目は、地域医療構想・働き方改革・医療資源偏在対策である。この変革の基礎を担うものが AI であり IoT であり、オンライン診療である。今年の新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の感染拡大に伴い、オンライン診療の意義はさらに強く認識された。

オンライン診療とは「情報通信機器を使用したリアルタイムの診療」である<sup>1)</sup>。TV 画面上で医師と患者が面談して、診療するものである。Web 会議、Web 面会を想定していただければよい。オンライン診療は外来診療の単なる補完代替ではない。外来診療とは得られる情報の質が異なるといえる。したがって、オンライン診療は入院・外来・在宅に続く第4の医療概念である(図表 1)。一方、その利点と限界を考慮する必要がある。

#### ●図表 1 オンライン診療とは

オンライン診療は入院・外来・在宅に続く 第4の診療形態である 外来診療とは得られる情報の質が異なる 外来 入院 オンライン診療の適応は疾患別ではなく、その時の患者の状態による。 適応を判断するのは医師である。 この原稿を執筆中の9月下旬、COVID-19は、 日本ではいったん落ち着いてきているかのような様相を呈している。一方、世界的には未だ流行は続いている。世界的な発生がある以上、COVID-19が日本のみで終息することはあり得ない。現状は予断を許すべき状況ではない。オンライン診療を通常の地域医療の視点からと現下の COVID-19 に関連して考察する。

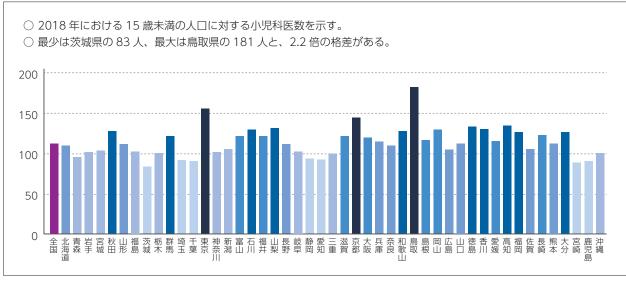
## 医療行政における オンライン診療の位置付け

1990年代に遠隔医療として携帯電話などを使用した医療が開始され、現在のオンライン診療につながっている。2018年厚生労働省指針では、遠隔医療を「情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為」として定義し、その中にオンライン診療を位置付けている。同時期、オンライン診療は診療報酬体系の中にも組み込まれた。これらは、オンライン診療が日本の医療体系の中で1つの医療として認知されたことを意味する。なお、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が指定する研修の受講が必須である。

## 地域医療における オンライン診療の意義

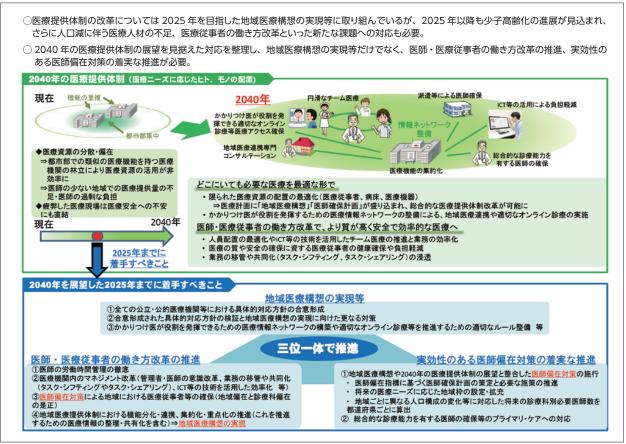
日本の総人口は減少に転じており、2053年には1億人を下回ることが予測される。65歳以上の高齢者は増加し、高齢化率は上昇を続ける。出生数は減少を続け、小児人口(0~14歳)は現在の半分程度になることが推計される。少子高齢化は、各市区町村の存続に大きく影響を及ぼす。2040年には全国の896市区町村が「消滅」

#### ●図表 2 都道府県別小児科医数(15歳未満人口10万人対、2018年)



出所: 厚生労働省「平成 30 年 (2018 年) 医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」, p.14

#### ●図表 3 2040 年を展望した医療提供体制の改革について (イメージ)



出所:第66回社会保障審議会医療部会(2019年4月24日)資料1-1 [医療提供体制の改革について].

の危機に直面するといわれている<sup>2)</sup>。すでに医師の地域偏在は顕著である(図表 2)<sup>3)</sup>。2008年度以降、医学部定員は増員されたが医師の地域偏在は解消されていない。今後さらに深刻な医療資源偏在が生じることが予想される。こう

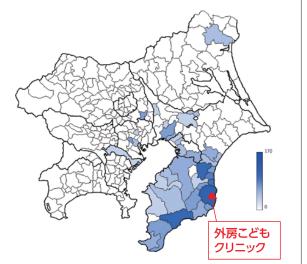
した、人口減少・少子高齢化・医療資源偏在に対して地域医療改革が構想された。図表3に概要を示す<sup>4)</sup>。この構想の基盤として、AI、IoT、オンライン診療が位置付けられる。

### ●図表 4 外房こどもクリニックのオンライン診療患者数と分布

#### 2020年9月30日現在1,089人

東京都	港区	9
	渋谷区	25
	文京区	4
神奈川県 川崎市		1
埼玉県 草加市栄町		29
茨城県 水戸市		6
千葉県	千葉市中央区	7
	千葉市花見川区	4
	千葉市稲毛区	5
	千葉市緑区	0
	船橋市	21
	館山市	0
	木更津市	0
	茂原市	0
	東金市	38
	習志野市	14
	勝浦市	1
	市原市	0
	流山市	0

千葉県	鴨川市	143
	鎌ヶ谷市	0
	君津市	0
	富津市	15
	袖ヶ浦市	0
	印西市	17
	南房総市	0
	いすみ市	23
	大網白里市	21
	印旛郡栄町	2
	山武郡九十九里町	0
	長生郡一宮町	0
	長生郡睦沢町	144
	長生郡長生村	1
	長生郡白子町	6
	長生郡長南町	4
	夷隅郡大多喜町	0
	夷隅郡御宿町	0
兵庫県 🧎	5	



## オンライン診療の 優位性と留意点

オンライン診療の患者側から見る優位性は、 主には直接医療施設に赴く必要がないという利 便性であり、非対面診療によって医療施設内で 感染症に曝露されないことにある。この利便性 は通院支援といえるものであり、疾患管理の向 上が期待される。また、非対面の優位性は COVID-19 拡大に際して強調されている。

懸念される点として、当初より医師・患者の「な りすまし」、処方薬の「転売、不適正使用」が指 摘されてきた。こうした問題点に対しては、受 診時の身分証明、診療計画書と同意書の取得、 オンライン診療システムのセキュリティ確保が 行われている<sup>5)</sup>。こうした問題点はオンライン 診療に特異的なものではなく、通常の対面診療 でも同様であることに留意するべきである。日 本における Personal Health Record (PHR) の整備が課題といえる。

## 保険診療での強い抑制

現状の保険診療でのオンライン診療の普及は 極めてわずかである。オンライン診療料として 診療報酬に組み込まれているが、その算定は極 めて少ない。2018年の半年間でのレセプト算定

100万件中、1件の割合である<sup>6)</sup>。つまり、オン ライン診療は指針で検討され、保険診療に組み 込まれたが、実際にはこの COVID-19 に伴う時 限・特例的措置以前は、保険診療ではほとんど行 われていなかった。これが、冷厳たる事実である。 その理由は、その疾患制限と、外来診療と比べ て廉価な点数設定である。2020年の診療報酬改 定で慢性頭痛などへ適応疾患は拡大されたが、 疾患制限・低点数という本質に変わりはない。

## COVID-19 による 時限的・特例的措置に関して

COIVD-19 が問題になり、日本中で横浜港の クルーズ船の動向から市中での発生が注視され てきた。欧米では COVID-19 発生の早期からオ ンライン診療がその対策の第一線とされていた。 日本では CPOVID-19 拡大の最中にあってもオ ンライン診療はまったく対策として挙げられて いなかった。筆者は一読者として朝日新聞「声」 に投稿し、2月16日に掲載された<sup>7)</sup>。それが契 機となりようやく COVID-19 対策にオンライン 診療導入が検討された。その後、時限・特例的 措置として COIVD-19 の拡大に際して、オンラ イン診療は初診から可能になり、その疾患制限 も撤廃された。この措置はオンライン診療本来 の意義に沿う面もあるが、混乱も招いている。 以下概説する。



### ●図表 5 外房こどもクリニックのオンライン診療の患者内訳

#### (1) オンライン診療の適応

オンライン診療は非対面の診療であり、処置、 検査は不可能である。また、聴診・触診も困難 である。したがって、オンライン診療では問診・ 視診で診療可能な状態であることが前提である。 医療の継続が必要であるがほぼ安定している状態、あるいは急性疾患でも軽症であり、画面上 で診療が完結できる状態であることがオンライン診療のよい適応である。オンライン診療です べてが完遂するわけではない。

急性症状で重篤な状態であるときは、オンライン診療は適応ではない。急な胸痛、腹痛、頭痛、外傷、出血など緊急の処置や検査を要する場合には、オンライン診療ではなく対面の救急を要請するべきである。また、病態評価が定まらない状態の時もオンライン診療は第一選択ではない。日本プライマリ・ケア連合学会ホームページ®にこうした例を示してある。

# (2) オンライン診療に際して、患者側が留意すること

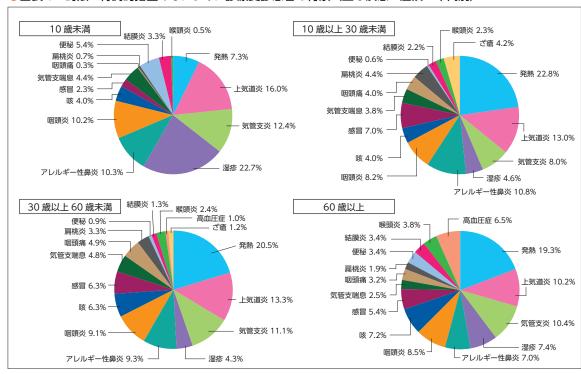
患者側はスマートフォン紛失、アプリへのウイルス感染、外部 URL への誘導を含むチャッ

トなどによる情報漏洩に注意が必要である。オンライン診療の受診場所も意識する必要がある。 医療行為としてふさわしい場所であることが前 提である。周囲に人がいる店などは不可であり、 自動車運転中の受診は危険である。何よりも、 患者側にとっては単なるスマホを使っての会話 ではなく、診療行為であることの自覚が必須で ある。

## (3) オンライン服薬指導と当院におけるオンライン診療の実績

改正薬機法によりオンライン服薬指導が可能 となる。これは、Web 画面上で薬剤師による服 薬指導を患者が受け、処方薬は自宅に配送され るものである(配送料は患者負担)。このオンラ イン服薬指導とオンライン診療を組み合わせる ことで一気通貫のオンライン医療が可能となる。

オンライン服薬指導に関して、筆者は千葉市 国家戦略特区事業に参加し、また今回の時限・ 特例的措置でのオンライン服薬指導の経験を別 稿<sup>9)</sup> にまとめた。ここでは、当院でのオンライ ン診療の実績を図表 4・5 に示す。保険収載以前 から開始していることと、今回の時限・特例的



●図表 6 時限・特例的措置のオンライン診療受診患者の背景(主な疾患・症候 年代別)

出所: 第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会 (2020年8月6日) 資料2「令和2年4月~6月の電話診療・オン ライン診療の実績の検証について1. p.8.

措置においても実施していることから、対象疾 患は日常診療での事例が多く、また、COVID-19 拡大以降の利用が急増している。利用者は、日 常診療の範囲内から 100km 以上の遠方まで様々 である。

## COVID-19 から見える オンライン診療の可能性

COVID-19 に関連して、オンライン診療の適 応は広い。「新型コロナウイルス感染の疑い」の 患者をまず、オンライン診療で診療し、問診と 視診、さらに簡単なバイタルサイン、可能なら 家庭で酸素飽和度を測定することで診療は可能 である。欧米では、オンライン診療を COVID-19対策の第一に挙げていることは前述 した。

もう一つは、今回の情勢下における「受診を 控えている慢性疾患の患者」への対応である。 感染の危険なく受診できるオンライン診療を導 入することで、患者の通院支援となる。

今回の COVID-19 への対応をさらに敷衍すれ ば、災害時のオンライン診療、二次救急病院の

救急外来でのオンライン診療導入など、可能性 が広がる。欧米ではすでに救急医療でのオンラ イン診療は実現されている100。日本においても、 適切な普及により新しい技術が医師・患者双方 に大きな利点をもたらすだろう。

## 時限・特例的措置から 見えてくるもの

COVID-19 拡大に際して、時限・特例的措置 としてオンライン診療が疾患制限なく、初診か ら認められた。この措置が今後どのように扱わ れるかは、本稿執筆中の現時点では不明である。 ちょうど、新しい首相が誕生し内閣が再編成さ れた。デジタル化の強力な推進が新内閣の下で 謳われている。医療に関して、そのデジタル化 が何を意味するのかはこれからの検討課題であ り、また他領域のデジタル推進とは異なる展開 を考えなければならないだろう。

今回の時限・特例的措置の簡単な総括が厚生 労働省から報告されている 11)。これは、オンラ イン診療(ないし電話診療)を行った医療機関 からのアンケート調査であり、元の入力方法が 調査目的で厳密に定められていたわけではない ために、このデータの読み方に限界はある。ただ、 ここで明らかなことがある。それは、オンライ ン診療が日常診療で幅広く利用されていること である。そのことは、オンライン診療が行われ た疾患名、診療科、年齢層などのデータから明 らかに読み取れる(図表6)。ここが、これまで の保険診療内でのオンライン診療と大きく変 わった点である。オンライン診療は慢性疾患の 管理としてのみではなく、また離島へき地のみ ではなく、日常診療で有用であることが示唆さ れている。2015年厚生労働省事務連絡で「遠隔 医療の離島へき地は例示である」とされたとき、 すでにオンライン診療は日常診療に導入される ことが想定されていた。期せずしてそれが一部 実現されたといえる。

なお、今回の時限・特例的措置でオンライン 診療が初診から可能とされた。この議論に際し ては、初診の定義が必要である。「オンライン診 療の適切な実施に関する指針の見直しに関する 検討会」の議論では初診を、まったくどこにも 受診歴のない例、自院の受診歴はないが他院で の受診歴はある例、自院の受診歴がある例に分 けている 12)。筆者はこの中で、どこにも受診歴 のない例はオンライン診療での初診は困難であ ると考える。自院あるいは他院に受診歴があり、 ある程度の評価ができている例ではオンライン 診療の適応も考慮できると考える。

## これからの課題

地域医療改革は AI、IoT の地域医療への導入、 PHR の普及・確立が目指すところである。オン ライン診療はその基盤となるものである。現状 の保険診療でのオンライン診療の普及は極めて わずかである。COVID-19 に際しての時限的・ 特例的措置により、オンライン診療はある程度 普及した。保険点数上、再診料は据え置きであ り優遇されているとはいえない。地域医療にお ける真の意味での普及には遠い。また、疾患制 限撤廃と初診解禁によりどのようなオンライン

診療が適切であるかの議論が、今後必要になる。

オンライン診療が地域医療改革の基盤となるに は、保険診療での制限がある限り困難である。オ ンライン診療は疾患別に使われるものではなく、 その時の患者の状態によって適応となるべきもの である。すでにオンライン診療(telemedicine、 telehealth)が幅広く行われている欧米では、様々 な疾患に対して使用されている。また、多くの 国民、家族がオンライン診療(Video-visit)の 利用を望んでいる。オンライン診療は患者志向 の新しい診療概念として期待される。COVID-19 という困難もこの新しい方法の適切な普及によ り、乗り越えることが可能となるだろう。オン ライン診療が日常診療でさらに普及されること を祈念している。

#### 参考・引用文献

- 1) 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針 平成30 年3月(令和元年7月一部改訂)]
- 2) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会:提言「ストップ少子化・ 地方元気戦略」, 2014年5月8日記者会見. (http://www. policycouncil.jp/) [2020.10.5 確認]
- 3) 厚生労働省「平成30年(2018年) 医師・歯科医師・薬剤師調査 の概況」, 2019年12月19日.
- 4) 第66回社会保障審議会医療部会(2019年4月24日)資料1-1[医 療提供体制の改革について1.
- 5) 前掲 1) .
- 6)「オンライン診療、「有効性・安全性のエビデンス」に基づき算定要 件などを議論—中医協総会 (1)」, Gem Med 2019年6月12日 配信. (https://gemmed.ghc-j.com/?p=26915) [2020.10.5 確認
- 7) 黒木春郎: 感染増防止にオンライン診療を, 朝日新聞 2020年2 月 16 日朝刊 声 Voice オピニオン&フォーラム.
- 8) 日本プライマリ・ケア連合学会ホームページ (https://www. primary-care.or.jp/) [2020.10.5 確認]
- 9) 黒木春郎: 医師の立場からオンライン服薬指導に期待すること、調 剤と情報 (2020年11月号掲載予定).
- 10) Mayo Clinic: Telemedicine: How to have an online visit with your doctor, May 13, 2020. (https://www.mayoclinic. org/diseases-conditions/coronavirus/in-depth/questionsabout-telemedicine/art-20485831) [2020.10.5 確認]
- 11) 第 10 回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関す る検討会(2020年8月6日)資料2「令和2年4月~6月の電 話診療・オンライン診療の実績の検証について」.
- 12) 第10回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関す る検討会 (2020年8月6日) 資料 1 [これまでの経緯と今後の検 討の進め方について」.

#### **PROFILE**

くろき はるお: 1984 年千葉大学医学部卒業。医学博士。 同大附属病院小児科医局に所属し、関連病院勤務を経て、 1998年より千葉大学医学研究院小児病態学教官。2002年 より(医)永津会齋藤病院小児科勤務。2005年6月外房こど もクリニックを開業。

現在、千葉大学医学部臨床教授、日本外来小児科学会理事、 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針検討 会」構成員、日本遠隔医療学会幹事、日本医師会「オンライ ン診療研修に関する検討委員会」委員などを務める。「最新感 染症ガイド R-Book 2018-2021』(岡部信彦監修, 日本小児 医事出版社,2019)、『これからの小児科外来 成功の鉄則』 (中外医学社, 2018) ほか著書・共著・共訳多数。